

耐震改修に伴う固定資産税の軽減措置について

一定の要件を満たす耐震改修工事を行い、かつ、改修を完了した3カ月以内に申告した場合には、工事が完了した年の翌年度より一定期間の固定資産税が減額されます。

※ バリアフリー改修の減額措置等、他の減額措置とは同時に適用できません。

●対象となる(住宅)

- (1) 昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅であること。
- (2) 改修工事に伴う自己負担額が 50 万円を超えること。

●減額の期間

改修工事が完了した年の翌年度より下記の期間減額されます。

令和8年3月 31 日までの間に工事が完了した家屋: 1年間

※通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は、2年間

●減額の範囲

住宅1戸あたりの床面積 120 m²相当分までとし、固定資産税額の2分の1が減額。

(ただし、改修により長期優良住宅となった場合は、当該住宅にかかる税額の3分の2が減額)

●申請に必要な書類

- ・ 固定資産税減額申告書
- ・ 住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書(現行の耐震基準に適合した工事であることを証するもの)
- ・ 耐震改修工事に要した費用が確認できる書類

お問い合わせ先

千歳市総務部税務課家屋係 24-3131(代表) 内線 440、438、431
24-0168(直通)